

令和 4 年 度

旧桑野分団第四班詰所ホースポール除却工事

図面番号	図 面 名
1	特記仕様書（ 1 / 3 ）
2	特記仕様書（ 2 / 3 ）
3	特記仕様書（ 3 / 3 ）
4	配置図・断面図・柱脚詳細図

阿南市消防本部警防課

	課 長	課長補佐	係 長	係	設 計

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項												
11.	⑩ 施工	工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は発注担当課(警防課 22-3796)へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ・技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等果が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業 <table><tr><th>工事種目</th><th>技能検定職種</th><th>技 能 検 定 作 業</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業										14.	火災保険	・対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。 ・付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断のうえ、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) ・付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 ・保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。 ・その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 受注者は、国土交通省より示された建設業における新型コロナウイルス感染予防防止対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版))を踏まえ、監督員と協議のうえ、本工事の実態に応じた感染予防対策を推進すること。 受注者は、感染拡大防止の観点から、下記事項の対応策を簡潔にまとめた計画書を監督員へ提出すること。 なお、計画書の提出期限は、契約締結後14日以内とする。 (1) 感染拡大防止策の対応 (2) 作業従事者等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の初動対応 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、現場作業等に支障が生じた場合の対応 (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の意識向上 受注者は、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェック表(任意様式)を用いて、基本的な対策の実施状況の実態を把握し、その結果は作業従事者が閲覧できるものとする。 受注者は、国、県から新型コロナウイルス感染予防防止対策に関する対処方針の改定等により、現場対応の見直しが必要となった場合、監督員と協議のうえ速やかに対策を講じること。なお、対応の見直しに伴う機器設置等の費用は設計変更の対象とする。	2章 解体 仮設 工事	① ベンチマ・ク	設計GLの設定は、BM(前面道路)を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。
	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																	
⑫ 工事検査及び技術検査	設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。 試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ・次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table><tr><th>当初請負対象額</th><th>一般入札工事</th><th>低入札工事</th></tr><tr><td>3千万円未満</td><td>-</td><td>1回</td></tr><tr><td>3千万円以上5千万円未満</td><td>-</td><td>2回</td></tr><tr><td>5千万円以上1億円未満</td><td>1回</td><td>2回</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>2回</td><td>3回</td></tr></table> (注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 ・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	-	1回	3千万円以上5千万円未満	-	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	⑮ デジタル工事写真の黒板情報電子化	受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 受注者は、国土交通省より示された建設業における新型コロナウイルス感染予防防止対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版))を踏まえ、監督員と協議のうえ、本工事の実態に応じた感染予防対策を推進すること。 受注者は、感染拡大防止の観点から、下記事項の対応策を簡潔にまとめた計画書を監督員へ提出すること。 なお、計画書の提出期限は、契約締結後14日以内とする。 (1) 感染拡大防止策の対応 (2) 作業従事者等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の初動対応 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、現場作業等に支障が生じた場合の対応 (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の意識向上 受注者は、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェック表(任意様式)を用いて、基本的な対策の実施状況の実態を把握し、その結果は作業従事者が閲覧できるものとする。 受注者は、国、県から新型コロナウイルス感染予防防止対策に関する対処方針の改定等により、現場対応の見直しが必要となった場合、監督員と協議のうえ速やかに対策を講じること。なお、対応の見直しに伴う機器設置等の費用は設計変更の対象とする。	② 足場等	仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 労働安全衛生法に基づく構造規格 (社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては、あらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと。 届け出を行った場合は、監督員に報告すること。 届け出が不要の場合は、その旨を監督員に報告すること。 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず足場を設置する場合は、適宜、足場点検チェックリスト(任意様式)を用いて点検を行い、その記録を保管すること。また、監督員から提出を求められた場合は、すみやかに提出すること。 受注者は、高さが2m以上の面所で作業を行う場合は、墜落防止に留意すること。 外部足場(種類：くさび緊結式足場足場。仕様：2枚布、D=90cm、シ-ト仕様：防音シート) ・壁つなぎ間隔(水平方向：5.5m以下、鉛直方向：5.0m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ・内部足場(種類： 仕様： 枚布、D= cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下) 仮囲いを設置する場合は、設置後に「仮囲い点検チェックシート」(任意様式)を用いて点検を行い、その記録を保管すること。また、監督員から提出を求められた場合は、すみやかに提出すること。 ・仮囲い(仕様： , H= m, L= m)(図示) ・ゲ-ト(有・無、仕様：) ・足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ・受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 県道 286号 津乃峰岡崎線に面する足場に対しては、チューブ保安灯等で夜間の安全対策を講じること。 揚重機 荷揚げ荷下ろし用として、ラフテレーンクレーン(16.0t)を2日配置するものとする。 揚重機配置場所には、22mm×914mm×1,829mmの敷鉄板を4枚見込む。設置場所は図示による。
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																		
3千万円未満	-	1回																		
3千万円以上5千万円未満	-	2回																		
5千万円以上1億円未満	1回	2回																		
1億円以上	2回	3回																		
⑬ 完成図等	提出書類 竣工図(製本 部、電子データ1部)(A4 ・ A3 ・ A2 ・ 原図版) 工事写真(写真帳1部(電子前 ・ 工事中 ・ 竣工)、電子データ1部) ・使用材料一覧表(部、うち電子データ 部) ・保金に関する資料 阿南市建築工事チェックリストのうち監督員が指示するもの 受注者は、しゅん工図等作成にあたって関係図面(データ貸与)を修正し、監督員の承諾を得ること。 なお、しゅん工図等データは、PDF形式、JWW形式及びオリジナル形式を電子データ(電子媒体)に保存のうえ提出すること。 工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和3年改定)」によると。 <table><tr><th>区 分</th><th>サ イ ズ</th></tr><tr><td>着 工 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>工 事 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>竣 工</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> 工事完成撮影は、専門家に(よる ・ よらない)ものとする。	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	⑯ 新型コロナウィルス感染症の対応	受注者は、国土交通省より示された建設業における新型コロナウイルス感染予防防止対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版))を踏まえ、監督員と協議のうえ、本工事の実態に応じた感染予防対策を推進すること。 受注者は、感染拡大防止の観点から、下記事項の対応策を簡潔にまとめた計画書を監督員へ提出すること。 なお、計画書の提出期限は、契約締結後14日以内とする。 (1) 感染拡大防止策の対応 (2) 作業従事者等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の初動対応 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、現場作業等に支障が生じた場合の対応 (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の意識向上 受注者は、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェック表(任意様式)を用いて、基本的な対策の実施状況の実態を把握し、その結果は作業従事者が閲覧できるものとする。 受注者は、国、県から新型コロナウイルス感染予防防止対策に関する対処方針の改定等により、現場対応の見直しが必要となった場合、監督員と協議のうえ速やかに対策を講じること。なお、対応の見直しに伴う機器設置等の費用は設計変更の対象とする。	3. 監督員事務所	・監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度) ・ 設けない) ・監督員事務所の備品等は監督員の指示を受けて設置すること。 4. 養生 ・既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：) ・既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法：) ⑮ 工事用電気設備、工事用給排水設備 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償) 既存水利用(出来る ・ 出来ない)、用水料金(有償 ・ 無償) ・電力引込負担金 円 ・上下水引込負担金 円 ・ガス引込負担金 円 6. イメージアップ工事 ・仕様： 7. 仮設道路整備復旧等 ・工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。 なお、同道路の必要がなくなった時点で、早期に(図示のとおり状態に ・ 現状に)復旧すること。 ・道路占有料 円 ⑯ 工事車両用駐車場 現場事務所用地等 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること。 ・備地借家料 円							
区 分	サ イ ズ																			
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																			
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																			
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																			

	阿南市辰巳町1番地33 阿南市消防本部 警防課 TEL(0884)22-3796 FAX(0884)23-1498	●工事名 旧桑野分団第四班詰所ホースボール除却工事 ●図面名 特記仕様書(2/3)	●縮尺 NON ●年月 令和4年7月	設 計	図 面 番 号 2
--	--	--	-----------------------------	-----	--------------

(原図サイズ：A2版)

